

京都大学における研究インテグリティの確保に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。</p> <p>2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員等であって、次の各号の一に該当する者をいう。</p> <p>(1) 本学が定める就業規則に基づき雇用されている者のうち、研究活動を行う教職員（ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント又はオフィス・アシスタントとして雇用される学生を除く。）</p> <p>(2) 本学とは雇用関係にないが、本学において研究活動を行う目的で配分機関（本学に競争的研究費等を配分する機関をいう。）に競争的研究費等（国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程（平成26年達示第38号）第3条第1項に定めるものをいう。）の申請を行う者</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同左)</p> <p>(1) 本学が定める就業規則に基づき雇用されている者のうち、研究活動を行う教職員（ティーチング・アシスタント、<u>ティーチング・アソシエイト</u>、リサーチ・アシスタント又はオフィス・アシスタントとして雇用される学生を除く。）</p> <p>(2) (同左)</p> <p>附 則（令和6年達示第25号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>